

令和6年 No29

○国立大学法人東京学芸大学会計規程の一部を改正する規程の制定

○国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則等の一部を改正する規則の制定

改正理由

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年6月3日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第18号

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大会計規程（平成16年規程第43号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年6月3日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規則第26号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学余裕金運用管理規則（平成30年規則第25号）

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（年度所属区分）</p> <p>第3条 本学の事業年度は、<u>法人法第35条の2</u>において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第36条第1項の定めるところにより毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年6月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（年度所属区分）</p> <p>第3条 本学の事業年度は、<u>法人法第35条</u>において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第36条第1項の定めるところにより毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（現金、預金通帳等の保管）</p> <p>第14条 出納役等は、現金、預金通帳、貯金通帳、信託証書、預かり証書その他これらに準ずる証書、取引金融機関に登録した印鑑及び小切手帳を、厳重に保管しなければならない。</p> <p>2 有価証券（国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>第35条の2</u>において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第47条第1号</u>に定める有価証券）は、取引金融機関への委託その他安全かつ確実な方法により保管しなければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年6月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（現金、預金通帳等の保管）</p> <p>第14条 出納役等は、現金、預金通帳、貯金通帳、信託証書、預かり証書その他これらに準ずる証書、取引金融機関に登録した印鑑及び小切手帳を、厳重に保管しなければならない。</p> <p>2 有価証券（国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>第35条</u>において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第47条第1項</u>に定める有価証券）は、取引金融機関への委託その他安全かつ確実な方法により保管しなければならない。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学余裕金運用管理規則の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（運用管理の範囲）</p> <p>第3条 余裕金の運用管理の範囲は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）<u>第35条の2</u>において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第47条に規定する業務上の余裕金とする。ただし、<u>法第33条の5</u>に規定する運用にあたっては、<u>法第33条の5第2項</u>に規定する業務上の余裕金とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年6月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（運用管理の範囲）</p> <p>第3条 余裕金の運用管理の範囲は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）<u>第35条</u>において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第47条に規定する業務上の余裕金とする。ただし、<u>法第34条の3</u>に規定する運用にあたっては、<u>法第34条の3第2項</u>に規定する業務上の余裕金とする。</p>